

学院発第20164号
令和2年 6月 5日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都豊島区西池袋三丁目34番1号
名 称 学校法人立教学院
代表者の氏名 理事長 白石 典義

立教大学原子力研究所

原子炉施設に係る保安規定の変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第37条第1項の規定に基づき、令和2年1月21日付け学院発第19419号をもって変更認可申請し、令和2年3月25日付け学院発第19526号をもって一部補正しました立教大学原子力研究所の原子炉施設の保安規定の変更認可申請書について、別紙のとおり一部補正致します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名	称	学校法人 立教学院
住	所	東京都豊島区西池袋三丁目34番1号
代表者の氏名		理事長 白石 典義

2. 事業所の名称及び所在地

名	称	立教大学原子力研究所
住	所	神奈川県横須賀市長坂二丁目5番1号

3. 補正の理由

別添1のとおり。

4. 補正の内容

立教大学原子力研究所原子炉施設保安規定の記述を、別添2の立教大学原子力研究所原子炉施設保安規定新旧対照表の変更後の欄のとおり補正する。

5. 補正保安規定の施行日

認可の翌日から施行するものとする。

補正の理由

- 1) 許認可を必要とする機器等の取替えの範囲を明確化するため。
- 2) 前項の取替えが改造とみなされることを明示するため。

別添2

一部補正に係る新旧対照表

原子炉施設の保安規定の変更認可申請の一部補正に係る新旧対照表（下線部は変更箇所を示す）

補正前（令和2年3月25日申請）	補正後	補正の理由
<p>第23条 室長は、原子炉施設に保修の必要な状態を認めるときは、直ちに保修し、正常な状態に復帰させなければならない。</p> <p>2 前項において機器（供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器に限る。）の取替えを行う場合は、その機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。</p> <p>3 第1項において部品の取替えを行う場合は、設備または機器の機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。</p> <p>4 室長は、第1項の保修を行うに当たり、あらかじめ、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>6 所長は、第2項に係る計画について安全委員会に諮問する。</p>	<p>第23条 室長は、原子炉施設に保修の必要な状態を認めるときは、直ちに保修し、正常な状態に復帰させなければならない。</p> <p>2 前項において機器（供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器に限る。）の取替えを行う場合は、その機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。<u>ただし、同等もしくは同等以上でない場合は第25条に定めるところによる。</u></p> <p>3 第1項において部品の取替えを行う場合は、設備または機器の機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。<u>ただし、同等もしくは同等以上でない場合は第25条に定めるところによる。</u></p> <p>4 室長は、第1項の保修を行うに当たり、あらかじめ、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>6 所長は、第2項に係る計画について安全委員会に諮問する。</p>	<p>本欄に記載した補正の理由の番号は別添1のとおり。 （以下同じ。）</p> <p>補正の理由1)</p> <p>補正の理由1)</p>

原子炉施設の保安規定の変更認可申請の一部補正に係る新旧対照表（下線部は変更箇所を示す）

補正前（令和2年3月25日申請）	補正後	補正の理由
<p>第25条 室長は、許認可を必要とする原子炉施設の改造（廃止措置の実施による解体、撤去を含む。）、<u>又は第23条に該当しない機器等の取替えであって許認可を必要とするもの</u>を行う場合には、あらかじめ、その目的、理由、改造等後の特性の変化及びその対策について具体的に検討して、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の計画について安全委員会に諮問する。</p> <p>4 室長は、第1項の原子炉施設の改造等の作業が終了したときは、実施した作業とその結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p>	<p>第25条 室長は、許認可を必要とする原子炉施設の改造（廃止措置の実施による解体、撤去、<u>第23条に該当しない機器等の取替えを含む。</u>）を行う場合には、あらかじめ、その目的、理由、改造後の特性の変化及びその対策について具体的に検討して、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の計画について安全委員会に諮問する。</p> <p>4 室長は、第1項の原子炉施設の改造等の作業が終了したときは、実施した作業とその結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p>	<p>補正の理由2)</p> <p>補正の理由2)</p>